

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました。

職場における熱中症対策を強化しましょう！

改正の概要

※詳しくは厚生労働省のホームページ (<https://neccyusho.mhlw.go.jp>) をご確認ください。

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、職場における熱中症の重篤化を防ぐため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられました。

①「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知

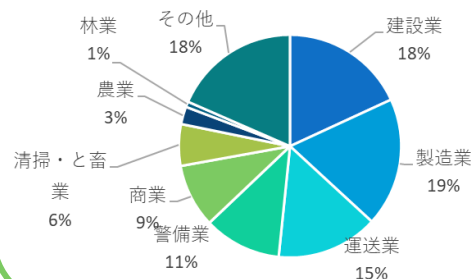
②「作業からの離脱」、「身体の冷却」、「必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること」、「事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等」など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知

対象となるのは・・・

WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

職場における熱中症の発生状況

熱中症による死傷者数（業種別・2024年）



WBGTとは：「暑さ指数」のこと。熱中症を予防することを目的として提案された指標で、①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れている。

熱中症による死傷者数は、2023年の1,106人から151人増加し、1,257人となりました。死傷者数について統計を取り始めた2005年以降、最多となっています。業種別では、製造業と建設業の数が多く、2020年以降は、いずれの年もこの2業種で全体の約4割を占めています。

	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	合計
死傷者数（人）	228	235	186	142	116	76	32	10	232	1,257

出典：2024年（令和6年） 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）（厚生労働省）



熱中症の症状

- ・めまい
- ・立ちくらみ
- ・生あくび
- ・大量の発汗
- ・筋肉痛
- ・筋肉のこむら返り

症状が進むと…

医療機関での
診療が必要！

- ・頭痛
- ・嘔吐
- ・倦怠感
- ・判断力低下
- ・集中力低下
- ・虚脱感

熱中症者への対応

熱中症が疑われる人を見つけた場合の応急処置

①意識を確認する。意識がはっきりしていなければただちに救急隊を要請

②意識がはっきりしている場合は…

- ・涼しい場所（エアコンの効いた室内、風通しの良い日陰など）へ避難させる
- ・衣服をゆるめ、からだを冷やす（特に首の回り、脇の下、足の付け根など）
- ・水分・塩分、経口補水液（水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの）などを補給する。自力で水分がとれなければ、ただちに救急隊を要請

職場における熱中症対策

1 作業環境管理

- ①WGBT値の低減等
例：高温多湿な屋外の作業場所に、簡易な屋根等を設置
- ②休憩場所の整備等
例：高温多湿な作業場所に、水分や塩分を備え付ける

2 作業管理

- ①作業時間の短縮等
- ②暑熱順化（熱に慣れる期間を設置）
- ③水分及び塩分の定期的な摂取
- ④服装等
透湿性及び通気性の良い服装を着用
- ⑤作業中の巡視

3 健康管理

- ①健康診断結果に基づく対応等
- ②日常の健康管理等
日常の健康管理について指導を行い、必要に応じ健康相談を実施
- ③労働者の健康状態の確認
- ④身体状況の確認

4 労働衛生教育

- 以下の事項に係る労働衛生教育の実施
- ①熱中症の症状
 - ②熱中症の予防方法
 - ③緊急時の救急処置
 - ④熱中症の事例

参考サイト

・厚生労働省 職場における熱中症
予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp>

「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」が掲載されています

・厚生労働省 熱中症予防のための
情報・資料サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/index.html

・環境省 熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

